

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部見直しについて
(答申書)

平成28年 9月23日
平塚市廃棄物対策審議会
会長 原 田 一 郎

本審議会は、平成28年7月26日付28平循第276号のうち、市長から諮問を受けた「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例（以下「条例」という。）第6条及び第15条の見直しについて」、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 条例第6条の見直しについて

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第6条 何人も、その飼養し、又は保管する動物が公共の場所等にふんをしたときは、これを放置し、又は投棄してはならない。

(1) 放置及び投棄の禁止の対象について

ア 概要

平成18年の条例施行後、条例に規定されている「ふん」については、飼養者が塵取りやスコップ等により除去する習慣が広がってきたと感じる。

しかしながら、動物が排泄した「し尿」、「水分を多く含む軟便」、「吐しゃ物」等は、飼養者自らが除去等をせず、その場を立ち去る場合が依然として散見される。飼養者としては、家族と同様の愛情を注ぎ飼養しているとの思いから、そうした排泄物を汚物として認識する感情は薄いかもしれないが、し尿によるマーキング行為で発生する臭い等に迷惑している者のことを鑑みたとき、平成25年に環境省が告示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針」中の『動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある』とする内容を改めて飼養者は認識し、生理現象として排出されるものは、きちんと後始末することが求められる。

イ 表記

現在「ふん」に限定している対象物を、飼養者責任を具体的に明記しつつ、飼養者の感情を考慮し「汚物」という名称は用いず、「ふん尿等（吐しゃ物を含む。）」とすることが望ましい。

ウ 規制の対象外となる行為（基準）

平成21年に環境省が発表した「めざせ 満点飼い主～あなたの満足度チェックリスト付き」や、平成25年に同省が告示した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」中の『所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること』を踏まえ、次のような行為を満たす限りにおいては、条例で定める指導等の対象行為にはあたらないとすることが適当である。

（基準）

散歩にはふん尿等（吐しゃ物を含む）の処理道具を携帯し、衛生的に処理していること。この場合、「衛生的に処理」とは、ペットボトル等の容器に入った水等により対象物を除去及び洗浄することで、臭い等の軽減に努める行為をいう。

（2） 罰則について

現行の条例では、第6条の違反行為をした者に対しては第21条第2号で指導及び勧告、第22条で命令、第25条で『第21条第1号、第2号及び第4号に掲げる者で第22条の規定による市等の命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する』との規定が整備されている。

引き続き、抑止力としての効果を求めるには、条例に基づき罰金を課す条文は堅持すべきである。罰金の額については、条例が同効果を期待しての規定であることを鑑みれば、常習的な者をその対象とし、かつ段階的な行政指導等を経た後に処分を課す限りにおいて、適当な額として2万円以下の罰金を課す条文とすることは、近隣市の動向を見ても妥当である。

2 条例第15条の見直しについて

(ごみステーションからの資源再生物の持ち去りの禁止)

第15条 市及びごみステーションからの資源再生物の収集又は運搬を行う者として市長が指定する者以外の者は、ごみステーションから資源再生物を持ち去ってはならない。

(1) ごみステーションからの持ち去りの対象について

ア 概要

従来、条例においては資源再生物は三者協調方式のもと自治会の収益となる側面もあり、同条文により持ち去りが禁止とされてきた。

しかしながら、ごみステーションに排出されたごみ(資源再生物を含む)の回収は、市又は市の委託業者により実施されるという前提のもと、市は制度設計をしており、第三者による持ち去りは制度自体の根幹を脅かしかねない行為となる。現在、不燃ごみの中から売却できそうな目ぼしいものだけを抜き取り、それ以外のごみステーションや他の場所に不法投棄したりする事例や、可燃ごみを自宅に持ち帰り、貯留した結果、近隣住民に迷惑をかけるといった事例が散見される。

そこで、市民がごみステーションに排出したものについては、全て持ち去り禁止とすることで、制度自体の維持に努めるべきと考える。

イ 表記

一般廃棄物の中に資源再生物を含めてしまうと具体的な対象物が不明瞭となってしまうため、名称を併記するかたちとして、「一般廃棄物(資源再生物を含む)」とすることが望ましい。

(2) 罰則について

現行の条例では、第15条の違反行為をした者に対しては第21条第9号で指導及び勧告、第22条で命令、第24条第2号で『第21条第6号及び第9号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者』に対しては、同条において『5万円以下の罰金に処する』との規定が整備されている。

引き続き、抑止力としての効果を求めるには、条例に基づき罰金を課す条文は堅持すべきである。罰金の額については、近隣市が20万円以下の罰金としており、現状のままでは持ち去りを誘発する危険性があることから、同様の額に揃えることが妥当である。

3 付帯事項

・条例の浸透には市民への啓発行為が欠かせない。市は、広報紙やキャンペーンを通じて、条例の普及に努めること。特に、条例を実効性のあるものとするため、罰金に至るまでの手続きや運用について改めて周知すること。